

沖縄県希少野生動植物保護条例

目次

- 第1章 総則（第1条—第7条）
- 第2章 指定希少野生動植物種の指定（第8条）
- 第3章 個体等の取扱いに関する規制
 - 第1節 個体等の所有者の義務等（第9条・第10条）
 - 第2節 個体の捕獲等の禁止（第11条—第14条）
- 第4章 生息地等の保護に関する規制
 - 第1節 土地の所有者の義務等（第15条・第16条）
 - 第2節 生息地等保護区（第17条—第24条）
- 第5章 保護増殖事業（第25条—第28条）
- 第6章 外来種に対する施策（第29条—第38条）
- 第7章 推進体制の整備等（第39条—第41条）
- 第8章 雑則（第42条—第45条）
- 第9章 罰則（第46条—第51条）

附則

第1章 総則

（目的）

第1条 この条例は、野生動植物が、生態系の重要な構成要素であるだけでなく、自然環境の重要な一部として県民の豊かな生活に欠かすことのできないものであることに鑑み、希少野生動植物の保護（外来種に属する動植物が希少野生動植物に係る生態系に及ぼし、又は及ぼすおそれのある被害の防止を含む。以下同じ。）を図ることにより、生物の多様性が確保された良好な自然環境を保全し、もって現在及び将来の県民の健康で文化的な生活の確保に寄与することを目的とする。

（定義）

第2条 この条例において「希少野生動植物」とは、県内に生息し、又は生育する野生動植物であって、その種（亜種又は変種がある種にあつては、その亜種又は変種とする。

以下同じ。) が次の各号のいずれかに該当するものをいう。

- (1) 種の存続に支障を来す程度にその種の個体の数が著しく少ないもの
- (2) 種の個体の数が著しく減少しつつあるもの
- (3) 種の個体の主要な生息地又は生育地が消滅しつつあるもの
- (4) 種の個体の生息又は生育の環境が著しく悪化しつつあるもの
- (5) 前各号に掲げるもののほか、種の存続に支障を来す事情があるもの

2 この条例において「指定希少野生動植物種」とは、第8条第1項の規定により知事が指定する希少野生動植物の種をいう。

3 この条例において「指定希少野生動植物」とは、指定希少野生動植物種に属する野生動植物をいう。

4 この条例において「県民等」とは、県民、滞在者及び旅行者をいう。

5 この条例において「外来種」とは、県内に導入され、又は県内の特定の地域から当該地域以外の地域に導入されることにより、その本来の生息地又は生育地の外に存することとなる動植物の種をいう。

6 この条例において「指定外来種」とは、第29条第1項の規定により知事が指定する外来種をいう。

(県の責務)

第3条 県は、野生動植物が置かれている状況を常に把握するとともに、希少野生動植物の保護に関する総合的な施策を策定し、及び実施するものとする。

2 県は、希少野生動植物の保護の必要性について、県民等及び事業者の理解を深めるため、適切な措置を講ずるものとする。

3 県は、地域の開発及び整備その他の希少野生動植物の保護に影響を及ぼすと認められる施策の策定及び実施に当たっては、希少野生動植物の保護について配慮するものとする。

(事業者の責務)

第4条 事業者は、その事業活動を行うに当たっては、希少野生動植物の種の個体の生息又は生育の環境の悪化を防止するため当該環境への負荷の低減に努めるとともに、県が実施する希少野生動植物の保護に関する施策に協力するよう努めなければならない。

(県民等の責務)

第5条 県民等は、希少野生動植物の保護に自ら努めるとともに、県が実施する希少野生

動植物の保護に関する施策に協力するよう努めなければならない。

(財産権の尊重等)

第6条 この条例の適用に当たっては、関係者の所有権その他の財産権を尊重し、住民の生活の安定及び福祉の維持向上に配慮し、並びに県土の保全その他の公益との調整に留意しなければならない。

(希少野生動植物保護基本方針)

第7条 知事は、希少野生動植物の保護のための基本方針（以下「希少野生動植物保護基本方針」という。）を定めるものとする。

2 希少野生動植物保護基本方針は、次に掲げる事項について定めるものとする。

- (1) 希少野生動植物の保護に関する基本構想
- (2) 指定希少野生動植物種の選定に関する基本的な事項
- (3) 指定希少野生動植物種に係る提案の募集に関する基本的な事項
- (4) 指定希少野生動植物種の個体（卵及び種子を含む。以下指定希少野生動植物種について同じ。）及びその器官（規則で定めるものに限る。第9条及び第11条第2項において同じ。）並びにこれらの加工品（規則で定めるものに限る。以下同じ。）の取扱いに関する基本的な事項
- (5) 指定希少野生動植物種の個体の生息地又は生育地の保護に関する基本的な事項
- (6) 保護増殖事業（指定希少野生動植物種の個体の繁殖の促進、その生息地又は生育地の整備その他の指定希少野生動植物の保護を図るための事業をいう。以下同じ。）に関する基本的な事項
- (7) 指定外来種の選定に関する基本的な事項
- (8) 指定外来種の個体（卵、種子その他規則で定めるものを含み、生きているものに限る。以下指定外来種について同じ。）及びその器官（規則で定めるものであって、生きているものに限る。次号及び第29条第2項において同じ。）の取扱いに関する基本的な事項
- (9) 指定外来種の個体及びその器官の防除に関する基本的な事項
- (10) 前各号に掲げるもののほか、希少野生動植物の保護に関する重要事項

3 知事は、希少野生動植物保護基本方針を定めようとするときは、あらかじめ沖縄県自然環境保全審議会（以下「審議会」という。）の意見を聴かななければならない。

4 知事は、希少野生動植物保護基本方針を定めたときは、遅滞なくこれを公表しなければ

ばならない。

- 5 前2項の規定は、希少野生動植物保護基本方針の変更について準用する。
- 6 知事は、規則で定めるところにより、第2項第3号に規定する提案の募集を行うものとする。
- 7 この条例の規定に基づく処分その他希少野生動植物の保護のための施策及び事業の内容は、希少野生動植物保護基本方針と調和するものでなければならない。

第2章 指定希少野生動植物種の指定

- 第8条** 知事は、希少野生動植物の種（絶滅のおそれのある野生動植物の種の保存に関する法律（平成4年法律第75号）第4条第3項に規定する国内希少野生動植物種及び同法第5条第1項に規定する緊急指定種を除く。）のうち特にその個体の保護の必要があると認めるものを、指定希少野生動植物種として指定することができる。
- 2 知事は、前項の規定による指定（以下この条において「指定」という。）をしようとするときは、あらかじめ審議会の意見を聴かなければならない。
 - 3 知事は、指定をしようとするときは、あらかじめ、その旨及び規則で定める事項を県公報で公告し、公告した日から起算して14日を経過する日までの間、指定に係る指定希少野生動植物種の案（次項及び第5項において「指定案」という。）を公衆の縦覧に供しななければならない。
 - 4 前項の規定による公告があったときは、利害関係人は同項に規定する期間が経過する日までの間に、知事に指定案についての意見書を提出することができる。
 - 5 知事は、指定案について異議がある旨の前項の意見書の提出があったときその他指定に関し広く意見を聴く必要があると認めるときは、公聴会を開催するものとする。
 - 6 知事は、指定をするときは、その旨及びその指定希少野生動植物種を県公報で告示しななければならない。
 - 7 指定は、前項の規定による告示によってその効力を生ずる。
 - 8 知事は、指定希少野生動植物種の個体の生息又は生育の状況の変化その他の事情の変化により指定の必要がなくなつたと認めるとき又は指定を継続することが適当でないときと認めるときは、指定を解除しななければならない。
 - 9 第2項、第6項及び第7項の規定は、前項の規定による指定の解除について準用する。この場合において、第7項中「前項」とあるのは、「第9項において準用する前項」と読み替えるものとする。

第3章 個体等の取扱いに関する規制

第1節 個体等の所有者の義務等

(個体等の所有者等の義務)

第9条 指定希少野生動植物種の個体若しくはその器官又はこれらの加工品（以下この章において「個体等」と総称する。）の所有者又は占有者は、指定希少野生動植物を保護することの重要性を自覚し、その個体等を適切に取り扱うよう努めなければならない。

(助言又は指導)

第10条 知事は、指定希少野生動植物の保護のため必要があると認めるときは、指定希少野生動植物種の個体等の所有者又は占有者に対し、その個体等の取扱いに関し必要な助言又は指導をすることができる。

第2節 個体の捕獲等の禁止

(個体の捕獲等の禁止)

第11条 指定希少野生動植物種の生きている個体は、捕獲、採取、殺傷又は損傷（以下「捕獲等」という。）をしてはならない。ただし、次に掲げる場合は、この限りでない。

- (1) 次条第1項の許可を受けてその許可に係る捕獲等をする場合
- (2) 人の生命又は身体の保護その他の規則で定めるやむを得ない事由がある場合

2 前項の規定に違反して捕獲等をした指定希少野生動植物種の個体は、譲渡し若しくは譲受け又は引渡し若しくは引取り（以下「譲渡し等」という。）をしてはならない。その個体の器官又はその個体若しくはその器官の加工品についても、同様とする。

(捕獲等の許可)

第12条 学術研究又は繁殖の目的その他規則で定める目的で指定希少野生動植物種の生きている個体の捕獲等をしようとする者は、知事の許可を受けなければならない。

2 前項の許可を受けようとする者は、規則で定めるところにより、知事に許可の申請をしなければならない。

3 知事は、前項の申請に係る捕獲等について次の各号のいずれかに該当する事由があるときは、第1項の許可をしてはならない。

- (1) 捕獲等の目的が第1項に規定する目的に適合しないこと。
- (2) 捕獲等によって指定希少野生動植物の保護に支障を及ぼすおそれがあること。
- (3) 捕獲等をする者が適当な飼養栽培施設を有しないことその他の事由により捕獲等に

係る個体を適切に取り扱うことができないと認められること。

- 4 知事は、第1項の許可をする場合において、指定希少野生動植物の保護のため必要があると認めるときは、その必要の限度において、その許可に条件を付することができる。
- 5 知事は、第1項の許可をしたときは、規則で定めるところにより、許可証を交付しなければならない。
- 6 第1項の許可を受けた者のうち法人であるものは、規則で定めるところにより、知事に申請をして、その者の監督の下にその許可に係る捕獲等に従事する者であることを証明する従事者証の交付を受けることができる。
- 7 第1項の許可を受けた者は、その者若しくはその者の監督の下にその許可に係る捕獲等に従事する者が第5項の許可証若しくは前項の従事者証を亡失し、又はその許可証若しくは従事者証が滅失したときは、規則で定めるところにより、知事に申請をして、その許可証又は従事者証の再交付を受けることができる。
- 8 第1項の許可を受けた者又はその者の監督の下にその許可に係る捕獲等に従事する者は、捕獲等をするときには、第5項の許可証又は第6項の従事者証を携帯しなければならない。
- 9 第1項の許可を受けて捕獲等をした者は、その捕獲等に係る個体を、適当な飼養栽培施設に收容することその他の規則で定める方法により適切に取り扱わなければならない。

(捕獲等の規制に係る措置命令等)

第13条 知事は、第11条の規定に違反して指定希少野生動植物種の生きている個体の捕獲等をした者に対し、指定希少野生動植物の保護のため必要があると認めるときは、当該違反に係る指定希少野生動植物種の生きている個体を知事に譲り渡すことその他の必要な措置をとるべきことを命ずることができる。

- 2 知事は、前条第1項の許可を受けた者が同条第9項の規定に違反し、又は同条第4項の規定により付された条件に違反した場合において、指定希少野生動植物の保護のため必要があると認めるときは、その者に対し、飼養栽培施設の改善その他の必要な措置をとるべきことを命ずることができる。
- 3 知事は、前条第1項の許可を受けた者がこの条例若しくはこの条例に基づく規則の規定又はこの条例に基づく処分に違反した場合において、指定希少野生動植物の保護に支

障を及ぼすと認めるときは、その許可を取り消すことができる。

(報告徴収及び立入検査)

第14条 知事は、この条例の施行に必要な限度において、第12条第1項の許可を受けている者に対し、指定希少野生動植物種の個体等の取扱いの状況その他必要な事項について報告を求めることができる。

2 知事は、この条例の施行に必要な限度において、その職員に、指定希少野生動植物種の個体の捕獲等又は個体等の譲渡し等に係る施設に立ち入り、指定希少野生動植物種の個体等、飼養栽培施設、書類その他の物件を検査させ、又は関係者に質問させることができる。

3 前項の規定による立入検査をする職員は、その身分を示す証明書を携帯し、関係者に提示しなければならない。

4 第1項及び第2項の規定による権限は、犯罪捜査のために認められたものと解釈してはならない。

第4章 生息地等の保護に関する規制

第1節 土地の所有者の義務等

(土地の所有者等の義務)

第15条 土地の所有者又は占有者（以下「土地所有者等」という。）は、その土地の利用に当たっては、指定希少野生動植物の保護に留意しなければならない。

(助言又は指導)

第16条 知事は、指定希少野生動植物の保護のため必要があると認めるときは、土地所有者等に対し、その土地の利用の方法その他の事項に関し必要な助言又は指導をすることができる。

第2節 生息地等保護区

(生息地等保護区)

第17条 知事は、指定希少野生動植物の保護のため必要があると認めるときは、その個体の生息地又は生育地及びこれらと一体的にその保護を図る必要がある区域であって、その個体の分布状況及び生態その他その個体の生息又は生育の状況を勘案してその指定希少野生動植物の保護のため重要と認めるものを、生息地等保護区として指定することができる。

2 前項の規定による指定（以下この条において「指定」という。）又はその変更は、そ

の区域及び名称、指定又はその変更に係る指定希少野生動植物種並びにその区域の保護に関する指針を定めてするものとする。

- 3 知事は、指定をし、又はその変更をしようとする場合において、必要があると認めるときは、指定の期間を定めることができる。
- 4 知事は、指定をし、又はその変更をしようとするときは、あらかじめ、国の関係地方行政機関の長に協議するとともに、審議会及び関係市町村の長の意見を聴かなければならない。
- 5 知事は、指定をし、又はその変更をしようとするとき（指定の変更にあつては、区域を拡張し、又は指定の期間を定め、若しくは延長する場合に限る。次項及び第7項において同じ。）は、あらかじめ、その旨及び規則で定める事項を県公報で公告し、公告した日から起算して14日を経過する日までの間、その区域及び名称並びにその区域の保護に関する指針の案（次項及び第7項において「指定案」という。）並びに指定の期間（第3項の規定により指定の期間が定められている場合に限る。）を公衆の縦覧に供しなければならない。
- 6 前項の規定による公告があつたときは、指定をし、又はその変更をしようとする区域の住民及び利害関係人は、同項に規定する期間が経過する日までの間に、知事に指定案についての意見書を提出することができる。
- 7 知事は、指定案について異議がある旨の前項の意見書の提出があつたときその他指定又はその変更に関し広く意見を聴く必要があると認めるときは、公聴会を開催するものとする。
- 8 知事は、指定をし、又はその変更をするときは、その旨並びにその区域及び名称、その区域の保護に関する指針並びに指定の期間（第3項の規定により指定の期間が定められている場合に限る。）を県公報で告示しなければならない。
- 9 指定又はその変更は、前項の規定による告示によってその効力を生ずる。
- 10 知事は、生息地等保護区に係る指定希少野生動植物種の個体の生息又は生育の状況の変化その他の事情の変化により指定の必要がなくなつたと認めるとき又は指定を継続することが適当でないとき認めるときは、指定を解除しなければならない。
- 11 第4項、第8項及び第9項の規定は、前項の規定による指定の解除について準用する。この場合において、第8項中「その旨並びにその区域及び名称、その区域の保護に関する指針並びに指定の期間（第3項の規定により指定の期間が定められている場合に

限る。）」とあるのは「その旨及び解除に係る指定の区域」と、第9項中「前項」とあるのは「第11項において準用する前項」と読み替えるものとする。

- 12 生息地等保護区の区域内（次条第4項第8号に掲げる行為については、同号に規定する湖沼又は湿原の周辺1キロメートルの区域内）において同項各号に掲げる行為をする者は、第2項の指針に留意しつつ、指定希少野生動植物の保護に支障を及ぼさない方法でその行為をしなければならない。

（管理地区）

第18条 知事は、生息地等保護区の区域内で指定希少野生動植物の保護のため特に必要があると認める区域を管理地区として指定することができる。

- 2 知事は、管理地区に係る指定希少野生動植物種の個体の生息又は生育の状況の変化その他の事情の変化により前項の規定による指定の必要がなくなつたと認めるとき又はその指定を継続することが適当でないとき、その指定を解除しなければならない。

- 3 前条第2項及び第4項から第9項までの規定は第1項の規定による指定及びその変更について、同条第4項、第8項及び第9項の規定は前項の規定による指定の解除について、同条第8項の規定は次項の規定による指定について準用する。この場合において、同条第2項中「その区域及び名称、指定又はその変更に係る指定希少野生動植物種並びにその区域の保護に関する指針」とあるのは第1項の規定による指定及びその変更については「その区域」と、同条第5項中「区域を拡張し、又は指定の期間を定め、若しくは延長する場合」とあるのは第1項の規定による指定及びその変更については「区域を拡張する場合」と、「並びに指定の期間（第3項の規定により指定の期間が定められている場合に限る。）を公衆」とあるのは第1項の規定による指定及びその変更については「を公衆」と、同条第8項中「その旨並びにその区域及び名称、その区域の保護に関する指針並びに指定の期間（第3項の規定により指定の期間が定められている場合に限る。）」とあるのは第1項の規定による指定及びその変更については「その旨及びその区域」と、前項の規定による指定の解除については「その旨及び解除に係る指定の区域」と、次項の規定による指定については「その旨及びその区域並びにその区域ごとの期間」と、同条第9項中「前項」とあるのは「次条第3項において準用する前項」と読み替えるものとする。

- 4 管理地区の区域内（第8号に掲げる行為については、同号に規定する湖沼又は湿原の

周辺1キロメートルの区域内。第21条第1項及び第22条第1項において同じ。)においては、次に掲げる行為(第10号から第14号までに掲げる行為については、知事が指定する区域内及びその区域ごとに指定する期間内においてするものに限る。)は、知事の許可を受けなければ、してはならない。

- (1) 建築物その他の工作物を新築し、改築し、又は増築すること。
 - (2) 宅地を造成し、土地を開墾し、その他土地(水底を含む。)の形質を変更すること。
 - (3) 鉱物を採掘し、又は土石を採取すること。
 - (4) 水面を埋め立て、又は干拓すること。
 - (5) 河川、湖沼等の水位又は水量に増減を及ぼさせること。
 - (6) 木竹を伐採すること。
 - (7) 指定希少野生動植物種の個体の生息又は生育に必要なものとして知事が指定する野生動植物の種の個体その他の物の捕獲等を行うこと。
 - (8) 管理地区の区域内の湖沼若しくは湿原であって知事が指定するもの又はこれらに流入する水域若しくは水路に汚水又は廃水を排水設備を設けて排出すること。
 - (9) 道路、広場、田、畑、牧場及び宅地の区域以外の知事が指定する区域内において、車馬若しくは動力船を使用し、又は航空機若しくは無人航空機を着陸させること。
 - (10) 第7号の規定により知事が指定した野生動植物の種の個体その他の物以外の野生動植物の種の個体その他の物の捕獲等を行うこと。
 - (11) 指定希少野生動植物種の個体の生息又は生育に支障を及ぼすおそれのある動植物の種として知事が指定するものの個体を放ち、又は植栽し、若しくはその種子をまくこと。
 - (12) 指定希少野生動植物種の個体の生息又は生育に支障を及ぼすおそれのあるものとして知事が指定する物質を散布すること。
 - (13) 火入れ又はたき火を行うこと。
 - (14) 指定希少野生動植物種の個体の生息又は生育に支障を及ぼすおそれのある方法として知事が定める方法によりその個体を観察すること。
- 5 前項の許可を受けようとする者は、規則で定めるところにより、知事に許可の申請をしなければならない。
- 6 知事は、前項の申請に係る行為が前条第2項の指針に適合しないものであるときは、

第4項の許可をしないことができる。

7 知事は、指定希少野生動植物の保護のため必要があると認めるときは、その必要の限度において、第4項の許可に条件を付することができる。

8 第4項の規定により同項各号に掲げる行為が規制されることとなった時において既に同項各号に掲げる行為に着手している者は、その規制されることとなった日から起算して3月を経過する日までの間に知事に規則で定める事項を届け出たときは、同項の規定にかかわらず、引き続きその行為をすることができる。

9 次に掲げる行為については、第4項の規定は、適用しない。

(1) 非常災害に対する必要な応急措置としての行為

(2) 通常の管理行為又は軽易な行為で規則で定めるもの

(3) 木竹の伐採で、知事が管理地区ごとに指定する方法及び限度内においてするもの

10 前項第1号に掲げる行為であって第4項各号に掲げる行為に該当するものをした者は、その日から起算して14日を経過する日までの間に知事にその旨を届け出なければならない。

(立入制限地区)

第19条 知事は、管理地区の区域内で指定希少野生動植物種の個体の生息又は生育のため特にその保護を図る必要があると認める場所を、立入制限地区として指定することができる。

2 知事は、前項の規定による指定をし、又はその変更をしようとするとき（指定の変更にあつては、区域の拡張に限る。）は、その場所の土地所有者等（正当な権原を有する者に限る。次項及び第23条第2項において同じ。）の同意を得るとともに、国の関係地方行政機関の長に協議しなければならない。

3 知事は、土地所有者等が正当な理由により第1項の規定による指定を解除するよう求めたとき、又はその指定の必要がなくなつたと認めるときは、その指定を解除しなければならない。

4 何人も、知事が定める期間内は、立入制限地区の区域内に立ち入ってはならない。ただし、次に掲げる場合は、この限りでない。

(1) 非常災害に対する必要な応急措置としての行為をするために立ち入る場合

(2) 通常の管理行為又は軽易な行為で規則で定めるものをするために立ち入る場合

(3) 前2号に掲げるもののほか、知事がやむを得ない事由があると認めて許可をした場

合

5 第17条第8項及び第9項の規定は第1項の規定による指定及びその変更並びに第3項の規定による指定の解除について、前条第5項及び第7項の規定は前項第3号の許可について準用する。この場合において、第17条第8項中「その旨並びにその区域及び名称、その区域の保護に関する指針並びに指定の期間（第3項の規定により指定の期間が定められている場合に限る。）」とあるのは第1項の規定による指定及びその変更については「その旨及びその区域」と、第3項の規定による指定の解除については「その旨及び解除に係る指定の区域」と、同条第9項中「前項」とあるのは「第19条第5項において準用する前項」と読み替えるものとする。

（監視地区）

第20条 生息地等保護区の区域で管理地区の区域に属さない部分（次条第1項及び第22条第1項において「監視地区」という。）の区域内において第18条第4項第1号から第5号までに掲げる行為をしようとする者は、あらかじめ、知事に規則で定める事項を届け出なければならない。

2 知事は、前項の規定による届出（以下この条において「届出」という。）があった場合において届出に係る行為が第17条第2項の指針に適合しないものであるときは、届出をした者に対し、届出に係る行為をすることを禁止し、若しくは制限し、又は必要な措置をとるべきことを命ずることができる。

3 前項の規定による命令は、届出があった日から起算して30日（30日を経過する日までの間に同項の規定による命令をすることができない合理的な理由があるときは、届出があった日から起算して60日を超えない範囲内で知事が定める期間）を経過した後又は第5項ただし書の規定による通知をした後は、することができない。

4 知事は、前項の規定により期間を定めたときは、これに係る届出をした者に対し、遅滞なくその旨及びその理由を通知しなければならない。

5 届出をした者は、届出をした日から起算して30日（第3項の規定により知事が期間を定めたときは、その期間）を経過した後でなければ、届出に係る行為に着手してはならない。ただし、知事が指定希少野生動植物の保護に支障を及ぼすおそれがないと認めてその者に通知したときは、この限りでない。

6 次に掲げる行為については、第1項の規定は、適用しない。

(1) 非常災害に対する必要な応急措置としての行為

(2) 通常の管理行為又は軽易な行為で規則で定めるもの

(3) 第17条第1項の規定による指定又はその変更がされた時において既に着手している行為

(指示及び措置命令)

第21条 知事は、指定希少野生動植物の保護のため必要があると認めるときは、管理地区の区域内において第18条第4項各号に掲げる行為をしている者又は監視地区の区域内において同項第1号から第5号までに掲げる行為をしている者に対し、その行為の実施方法について指示をすることができる。

2 知事は、第18条第4項若しくは第19条第4項の規定に違反した者、第18条第7項（第19条第5項において準用する場合を含む。）の規定により付された条件に違反した者、前条第1項の規定による届出をしないで同項に規定する行為をした者又は同条第2項の規定による命令に違反した者がその違反行為によって指定希少野生動植物種の個体の生息地又は生育地の保護に支障を及ぼした場合において、指定希少野生動植物の保護のため必要があると認めるときは、これらの者に対し、相当の期限を定めて、原状回復を命じ、その他指定希少野生動植物種の個体の生息地又は生育地の保護のため必要な措置をとるべきことを命ずることができる。

(報告徴収及び立入検査等)

第22条 知事は、この条例の施行に必要な限度において、管理地区の区域内において第18条第4項各号に掲げる行為をした者又は監視地区の区域内において同項第1号から第5号までに掲げる行為をした者に対し、その行為の実施状況その他必要な事項について報告を求めることができる。

2 知事は、この条例の施行に必要な限度において、その職員に、生息地等保護区の区域内において前項に規定する者が所有し、又は占有する土地に立ち入り、その者がした行為の実施状況について検査させ、若しくは関係者に質問させ、又はその行為が指定希少野生動植物の保護に及ぼす影響について調査をさせることができる。

3 前項の規定による立入検査又は立入調査をする職員は、その身分を示す証明書を携帯し、関係者に提示しなければならない。

4 第1項及び第2項の規定による権限は、犯罪捜査のために認められたものと解釈してはならない。

(実地調査)

第23条 知事は、第17条第1項、第18条第1項又は第19条第1項の規定による指定又はその変更をするための実地調査に必要な限度において、その職員に、他人の土地に立ち入らせることができる。

2 知事は、その職員に前項の規定による立入りをさせようとするときは、あらかじめ、土地所有者等にその旨を通知し、意見を述べる機会を与えなければならない。

3 第1項の規定による立入りをする職員は、その身分を示す証明書を携帯し、関係者に提示しなければならない。

4 土地所有者等は、正当な理由がない限り、第1項の規定による立入りを拒み、又は妨げてはならない。

(損失の補償)

第24条 県は、第18条第4項の許可を受けることができないため、同条第7項の規定により条件を付されたため又は第20条第2項の規定による命令をされたため損失を受けた者に対して、通常生ずべき損失を補償する。

2 前項の規定による補償を受けようとする者は、知事にその請求をしなければならない。

3 知事は、前項の請求を受けたときは、補償をすべき金額を決定し、その請求をした者に通知しなければならない。

第5章 保護増殖事業

(保護増殖事業計画)

第25条 知事は、保護増殖事業の適正かつ効果的な実施に資するため、審議会の意見を聴いて保護増殖事業計画を定めるものとする。

2 前項の保護増殖事業計画は、保護増殖事業の対象とすべき指定希少野生動植物種ごとに、保護増殖事業の目標、保護増殖事業が行われるべき区域及び保護増殖事業の内容その他保護増殖事業が適正かつ効果的に実施されるために必要な事項について定めるものとする。

3 知事は、第1項の保護増殖事業計画を定めたときは、その概要を県公報で公告し、かつ、その保護増殖事業計画を一般の閲覧に供しなければならない。

4 第1項及び前項の規定は、第1項の保護増殖事業計画の変更について準用する。

(保護増殖事業の実施等)

第26条 県は、指定希少野生動植物の保護のため必要があると認めるときは、保護増殖事

業を行うものとする。

- 2 国及び市町村は、その行う保護増殖事業であってその事業計画が前条第1項の保護増殖事業計画に適合するものについて、知事のその旨の確認を受けることができる。
- 3 国、県及び市町村以外の者は、その行う保護増殖事業について、その者がその保護増殖事業を適正かつ確実に実施することができ、及びその保護増殖事業の事業計画が前条第1項の保護増殖事業計画に適合している旨の知事の認定を受けることができる。
- 4 知事は、前項の認定をしたときは、規則で定めるところにより、その旨を県公報で公告しなければならない。第28条第2項又は第3項の規定によりこれを取り消したときも、同様とする。

(認定保護増殖事業等の実施)

第27条 認定保護増殖事業等（県の保護増殖事業、前条第2項の確認を受けた保護増殖事業及び同条第3項の認定を受けた保護増殖事業をいう。以下この条において同じ。）は、第25条第1項の保護増殖事業計画に即して行われなければならない。

- 2 認定保護増殖事業等として実施する行為については、第11条、第18条第4項及び第10項、第19条第4項、第20条第1項並びに第43条第2項及び第3項の規定は、適用しない。
- 3 生息地等保護区の区域内の土地所有者等は、認定保護増殖事業等として実施される給餌設備その他の保護増殖事業のために必要な施設の設置に協力するよう努めなければならない。
- 4 知事は、前条第3項の認定を受けて保護増殖事業を行う者に対し、その保護増殖事業の実施状況その他必要な事項について報告を求めることができる。

(保護増殖事業の認定等の取消し)

第28条 第26条第2項の確認又は同条第3項の認定を受けて保護増殖事業を行う者は、その保護増殖事業を廃止したとき、又はその保護増殖事業を第25条第1項の保護増殖事業計画に即して行うことができなくなったときは、その旨を知事に通知しなければならない。

- 2 知事は、前項の規定による通知があったときは、その通知に係る第26条第2項の確認又は同条第3項の認定を取り消すものとする。
- 3 知事は、第26条第3項の認定を受けた保護増殖事業が第25条第1項の保護増殖事業計画に即して行われていないと認めるとき、又はその保護増殖事業を行う者がその保護増

殖事業を適正かつ確実に実施することができなくなったと認めるとき若しくは前条第4項に規定する報告をせず、若しくは虚偽の報告をしたときは、その認定を取り消すことができる。

第6章 外来種に対する施策

(指定外来種の指定)

第29条 知事は、外来種のうち県内の全部又は一部の区域において希少野生動植物に係る生態系に被害を及ぼし、又は及ぼすおそれのある動植物の種（特定外来生物による生態系等に係る被害の防止に関する法律（平成16年法律第78号）第2条第1項に規定する特定外来生物の種を除く。）を指定外来種として指定することができる。

2 前項の規定による指定は、当該指定外来種の個体及びその器官（以下この章において「個体等」という。）が希少野生動植物に係る生態系に被害を及ぼし、又は及ぼすおそれのある区域（以下この章において「指定区域」という。）を定めて行うものとする。

3 知事は、指定外来種の個体等が希少野生動植物に係る生態系に及ぼし、又は及ぼすおそれのある被害（以下この章において「指定外来種による被害」という。）の状況の変化その他の事情の変化により必要があると認めるときは、指定区域を変更することができる。

4 知事は、指定外来種による被害の状況の変化その他の事情の変化により第1項の規定による指定の必要がなくなったと認めるとき又はその指定を継続することが適当でないとき認めるときは、その指定を解除しなければならない。

5 第8条第2項、第6項及び第7項の規定は、第1項の規定による指定、第3項の規定による変更及び前項の規定による指定の解除について準用する。この場合において、第8条第6項中「その指定希少野生動植物種」とあるのは第3項の規定による変更については「変更の内容」と、同条第7項中「前項」とあるのは「第29条第5項において準用する前項」と読み替えるものとする。

(飼養、栽培又は保管の届出)

第30条 指定外来種の個体等の飼養、栽培又は保管を当該指定外来種に係る指定区域においてする者は、規則で定めるところにより、当該飼養、栽培又は保管を開始した日から起算して30日を経過する日までに、次に掲げる事項を知事に届け出なければならない。ただし、第36条第3項に規定する防除に伴い飼養、栽培又は保管をする場合その他規則で定める場合は、この限りでない。

- (1) 氏名及び住所（法人にあっては、名称、代表者の氏名及び主たる事務所の所在地）
- (2) 指定外来種の名称及び個体等の数量
- (3) 飼養、栽培又は保管のための施設の所在地
- (4) 飼養、栽培又は保管のための施設の構造及び規模
- (5) 前各号に掲げるもののほか、規則で定める事項

2 一の種が指定外来種に指定された際現に当該指定外来種に係る指定区域において当該指定外来種の個体等の飼養、栽培又は保管をしている者がする前項の規定による届出の期限は、同項の規定にかかわらず、その種が指定外来種に指定された日から起算して規則で定める日までとする。

3 第1項の規定による届出をした者は、その届出に係る飼養、栽培若しくは保管をやめたとき、又はその届出に係る事項に変更（規則で定める軽微な変更を除く。）があったときは、規則で定めるところにより、当該飼養、栽培若しくは保管をやめた日又は当該変更があった日から起算して30日を経過する日までに、その旨を知事に届け出なければならない。

（指定外来種の個体の取扱い）

第31条 指定外来種の個体等の飼養、栽培、保管又は運搬（以下この章において「飼養等」という。）をする者は、当該指定外来種の個体等の性質に応じ規則で定める基準に適合する飼養等施設（次項及び第33条において「適合飼養等施設」という。）を備えなければならない。

2 指定外来種の個体等の飼養等をする者は、飼養等をするには、当該指定外来種の個体等の飼養等の状況の確認及び当該指定外来種の個体等に係る適合飼養等施設の保守点検を定期的に行うことその他の規則で定める方法によらなければならない。

3 第36条第3項に規定する防除に伴い指定外来種の個体等の飼養等をする者その他規則で定める者については、前2項の規定は、適用しない。

4 前条第2項に規定する者については、同条第1項の規定による届出を行うまでの間は、第1項及び第2項の規定は、適用しない。

（措置命令）

第32条 知事は、指定外来種の個体等の飼養等をする者が前条第1項又は第2項の規定に違反した場合において、指定外来種による被害の防止のため必要があると認めるときは、その者に対し、当該指定外来種の個体等に係る飼養等の方法の改善その他の必要な

措置をとるべきことを命ずることができる。

(放つこと等の禁止)

第33条 飼養等、移入（指定外来種の個体等を当該指定外来種に係る指定区域外の区域から当該指定区域に移し入れることをいう。）又は譲渡し等に係る指定外来種の個体等は、規則で定める場合を除き、当該指定外来種の個体等に係る適合飼養等施設の外で放ち、植え、又はまいてはならない。

(販売を業とする者の責務)

第34条 指定外来種の個体等の販売を業とする者は、当該販売に係る指定外来種の個体等を購入しようとする者に対し、当該指定外来種の個体等の適正な飼養等の方法並びに当該指定外来種の個体等が希少野生動植物に係る生態系に及ぼし、又は及ぼすおそれのある被害の内容について、必要な説明をしなければならない。

(報告徴収及び立入検査)

第35条 知事は、第30条から前条までの規定の施行に必要な限度において、指定外来種の個体等の飼養等をする者又は販売を業とする者に対し、指定外来種の個体等の取扱いの状況その他必要な事項について報告を求めることができる。

2 知事は、第30条から前条までの規定の施行に必要な限度において、その職員に、指定外来種の個体等の飼養等又は販売に係る施設に立ち入り、指定外来種の個体等、書類その他の物件を検査させ、又は関係者に質問させることができる。

3 前項の規定による立入検査をする職員は、その身分を示す証明書を携帯し、関係者に提示しなければならない。

4 第1項及び第2項の規定による権限は、犯罪捜査のために認められたものと解釈してはならない。

(防除の実施)

第36条 指定外来種による被害が生じ、又は生じるおそれがある場合において、当該指定外来種による被害の発生を防止するため必要があるときは、知事は、この条から第38条までの規定により、防除を行うものとする。

2 知事は、前項の規定による防除をするには、規則で定めるところにより、関係市町村の意見を聴いて、次に掲げる事項を定め、当該事項を県公報で告示しなければならない。

(1) 防除の対象となる指定外来種の名称

(2) 防除を行う区域及び期間

(3) 当該指定外来種の個体等の捕獲、採取又は殺処分その他の防除の内容

(4) 前3号に掲げるもののほか、防除の実施に関し必要な事項

3 県以外の者が防除をしようとするときは、前項各号に掲げる事項について、あらかじめ知事に届け出なければならない。

4 県は、県以外の者が行う防除について、必要な情報を提供し、及び協力するものとする。

(土地への立入り等)

第37条 知事は、前条第1項の規定による防除に必要な限度において、その職員に、他人の土地若しくは水面に立ち入り、指定外来種の個体等の捕獲、採取若しくは殺処分をさせ、又は当該指定外来種の個体等の捕獲、採取若しくは殺処分の支障となる立木竹を伐採させることができる。

2 知事は、その職員に前項の規定による行為をさせる場合には、あらかじめ、その土地若しくは水面の占有者又は立木竹の所有者にその旨を通知し、意見を述べる機会を与えなければならない。

3 第1項の職員は、その身分を示す証明書を携帯し、関係者に提示しなければならない。

4 知事は、第2項の規定による通知をする場合において、相手方が知れないとき、又はその所在が不分明なときは、その通知の内容をその通知に係る土地、水面又は立木竹の所在地の属する市町村の事務所の掲示場に掲示し、及びインターネットを利用する方法により公表するとともに、その要旨及び掲示した旨を県公報で告示しなければならない。この場合においては、その掲示を始めた日又は県公報で告示した日のいずれか遅い日から14日を経過した日に、その通知は、相手方に到達したものとみなす。

(損失の補償)

第38条 県は、前条第1項の規定による行為によって損失を受けた者に対して、通常生ずべき損失を補償する。

2 前項の規定による補償を受けようとする者は、知事にその請求をしなければならない。

3 知事は、前項の請求を受けたときは、補償をすべき金額を決定し、その請求をした者に通知しなければならない。

第7章 推進体制の整備等

(推進体制の整備)

第39条 県は、市町村並びに事業者、県民等及びこれらの者の組織する民間の団体の協力を得て、希少野生動植物の保護に関する施策を積極的に推進するための体制を整備するものとする。

(希少野生動植物保護推進員)

第40条 知事は、希少野生動植物の重要な生息地等における監視、指導、啓発、調査その他希少野生動植物の保護に関する業務を行わせるため、希少野生動植物保護推進員を置くことができる。

2 希少野生動植物保護推進員に関し必要な事項は、知事が別に定める。

(教育及び学習の機会の充実等)

第41条 県は、希少野生動植物の保護に関する広報その他の啓発活動を行うとともに、事業者及び県民等の希少野生動植物の保護に関する教育及び学習の機会の充実に努めるものとする。

第8章 雑則

(調査)

第42条 知事は、野生動植物の種の個体の生息又は生育の状況、その生息地又は生育地の状況その他必要な事項について定期的に調査をし、その結果を、この条例に基づく規則の改廃、この条例に基づく指定又はその解除その他この条例の適正な運用に活用するものとする。

(国等に関する特例)

第43条 国の機関又は地方公共団体が行う事務又は事業について、第10条、第11条、第16条、第18条第4項及び第10項、第19条第4項、第20条第1項、第21条第1項、第22条第1項及び第2項、第30条第1項、第31条第1項及び第2項、第35条第1項及び第2項並びに第36条第3項の規定は、適用しない。

2 国の機関又は地方公共団体は、第11条第1項第2号に掲げる場合以外の場合に指定希少野生動植物種の生きている個体の捕獲等をしようとするとき、又は第18条第4項若しくは第19条第4項第3号の許可を受けるべき行為に該当する行為をしようとするときは、規則で定める場合を除き、あらかじめ知事に協議しなければならない。

3 国の機関又は地方公共団体は、第18条第8項の規定により届出をして引き続き同条第

4項各号に掲げる行為をすることができる場合に該当する場合にその行為をするとき、又は同条第10項、第20条第1項、第30条若しくは第36条第3項の規定により届出をすべき行為に該当する行為をし、若しくはしようとするときは、規則で定める場合を除き、これらの規定による届出の例により、知事にその旨を通知しなければならない。

(経過措置)

第44条 この条例の規定に基づき規則を制定し、又は改廃する場合においては、その規則で、その制定又は改廃に伴い合理的に必要と判断される範囲内において、所要の経過措置（罰則に関する経過措置を含む。）を定めることができる。

(規則への委任)

第45条 この条例の施行に関し必要な事項は、規則で定める。

第9章 罰則

第46条 次の各号のいずれかに該当する者は、1年以下の懲役又は100万円以下の罰金に処する。

- (1) 第11条第1項又は第2項の規定に違反した者
- (2) 偽りその他不正の手段により第12条第1項の許可を受けた者

第47条 次の各号のいずれかに該当する者は、1年以下の懲役又は50万円以下の罰金に処する。

- (1) 第18条第4項又は第33条の規定に違反した者
- (2) 第13条第1項若しくは第2項、第21条第2項又は第32条の規定による命令に違反した者

第48条 次の各号のいずれかに該当する者は、6月以下の懲役又は30万円以下の罰金に処する。

- (1) 第12条第4項又は第18条第7項の規定により付された条件に違反した者
- (2) 第19条第4項の規定に違反した者

第49条 次の各号のいずれかに該当する者は、30万円以下の罰金に処する。

- (1) 第19条第5項において準用する第18条第7項の規定により付された条件に違反した者
- (2) 第20条第1項の規定による届出をしないで同項に規定する行為をし、又は虚偽の届出をした者
- (3) 第20条第2項の規定による命令に違反した者

- (4) 第20条第5項の規定に違反した者
- (5) 第30条第1項の規定による届出をせず、又は虚偽の届出をした者

第50条 次の各号のいずれかに該当する者は、20万円以下の罰金に処する。

- (1) 第12条第8項の規定に違反して許可証又は従事者証を携帯しないで捕獲等をした者
- (2) 第14条第1項に規定する報告をせず、若しくは虚偽の報告をし、又は同条第2項の規定による立入検査を拒み、妨げ、若しくは忌避し、若しくは質問に対して陳述をせず、若しくは虚偽の陳述をした者
- (3) 第22条第1項に規定する報告をせず、若しくは虚偽の報告をし、又は同条第2項の規定による立入検査若しくは立入調査を拒み、妨げ、若しくは忌避し、若しくは質問に対して陳述をせず、若しくは虚偽の陳述をした者
- (4) 第23条第4項の規定に違反して、同条第1項の規定による立入りを拒み、又は妨げた者
- (5) 第30条第3項の規定による届出をせず、又は虚偽の届出をした者
- (6) 第35条第1項に規定する報告をせず、若しくは虚偽の報告をし、又は同条第2項の規定による立入検査を拒み、妨げ、若しくは忌避し、若しくは質問に対して陳述をせず、若しくは虚偽の陳述をした者

第51条 法人の代表者又は法人若しくは人の代理人、使用人その他の従業者が、その法人又は人の業務に関し、第46条から前条までの違反行為をしたときは、行為者を罰するほか、その法人又は人に対して各本条の罰金刑を科する。

附 則

(施行期日)

- 1 この条例は、令和2年11月1日から施行する。ただし、第1章、第2章、第29条、第7章、第42条、第44条及び第45条の規定は、公布の日から施行する。

(沖縄県環境影響評価条例の一部改正)

- 2 沖縄県環境影響評価条例（平成12年沖縄県条例第77号）の一部を次のように改正する。

第2条第3項に次の1号を加える。

- (7) 沖縄県希少野生動植物保護条例（令和元年沖縄県条例第46号）第17条第1項の規定により指定された生息地等保護区

附 則（令和7年3月31日条例第10号）

この条例は、公布の日から施行する。